

附 属

附属 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 章 総 則

- 第 1 目的 425
- 第 2 基本方針 425

第 2 章 東海地震注意情報発表時の措置

- 第 1 東海地震注意情報の伝達 426
- 第 2 警戒態勢の準備 426

第 3 章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

- 第 1 東海地震予知情報等の伝達 427
- 第 2 警戒態勢の確立 428
- 第 3 住民、事業所に対する広報 429

附属 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

- 第1 推進計画の目的 433
- 第2 推進地域 433
- 第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 433

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

- 第1 南海トラフ地震臨時情報について 434
- 第2 防災対応について 434
- 第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について 435

第3章 地震発生時の応急対策等

- 第1 組織 437
- 第2 地震発生時の応急対策 437

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1 津波からの防護 438
- 第2 円滑な避難の確保 438
- 第3 迅速な救助に関する事項 438

第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

附属 1

東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

なお、気象庁は、平成29年11月1日から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しており、これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

第2 基本方針

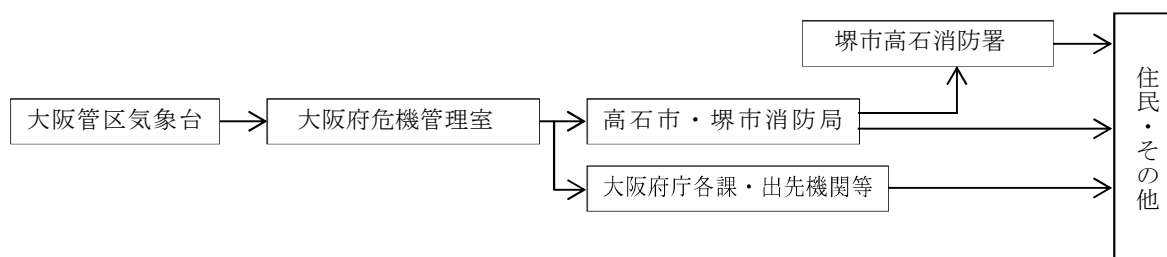
- 1 本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画第2編 災害予防対策、第3編 地震災害応急対策で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

市をはじめ防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

市をはじめ防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

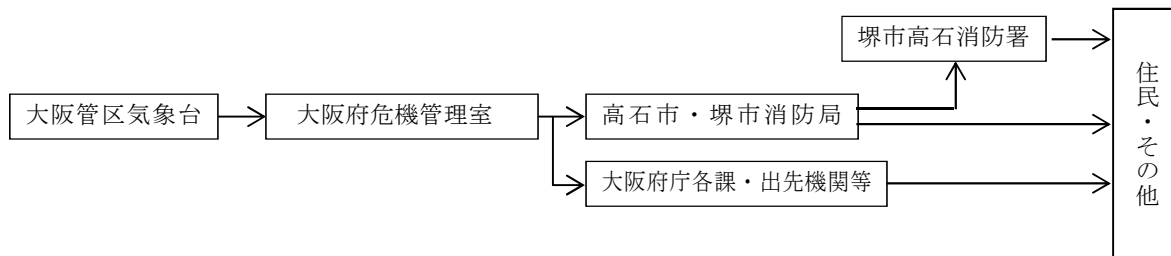
防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

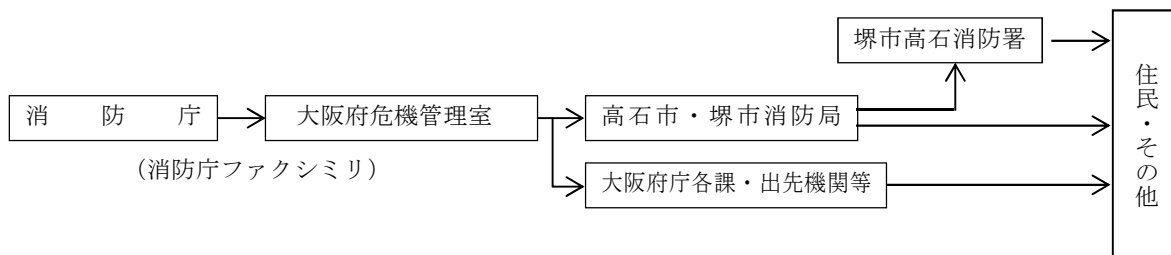


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、震度予想や地域の実情に応じて必要な措置を講ずる。
- (2) 市及び大阪府は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市、大阪府及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

大阪府警察、堺海上保安署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 社会秩序の維持

(1) 警備活動

大阪府警察及び堺海上保安署、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市及び関係機関は、大阪府と連携して、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

7 多数の者を受け入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、ホテル、高層ビル等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民、事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第 3 章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災 災 害 予 害 応 急 対 策

第 3 編
地 震 災 害 応 急 対 策

第 4 編
風 水 害 災 害 応 急 対 策

第 5 編
事 故 等 災 害 応 急 対 策

第 6 編
災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策

附 属 1
東 海 地 震 の 警 戒 宣 言 促 進 対 応

附 属 2
南 海 上 づ 地 震 防 災 策 推 進 計 画

資 料 編

附属 2

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1編
総則

第1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2編
防災
災害予第3編
災害
地震・津波

第2 推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、高石市は推進地域に指定されている。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

第4編
災害
風水害

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市に係る地震・津波防災に関し、市をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第5節 防災関係機関の業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第5編
災害
事故等第6編
災害
復興・復旧附属1
東海地震の
警戒・対応附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画資料
編

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード6.8以上の地震が発生、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。

また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でモーメントマグニチュード※7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表

※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基

づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

実際に臨時情報が発表された場合には、住民等が混乱しないよう、府、市町村をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。特に市及び府は連携して、津波浸水被害想定区域や土砂災害の恐れのある地域の住民等に対する丁寧な呼びかけを行う。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

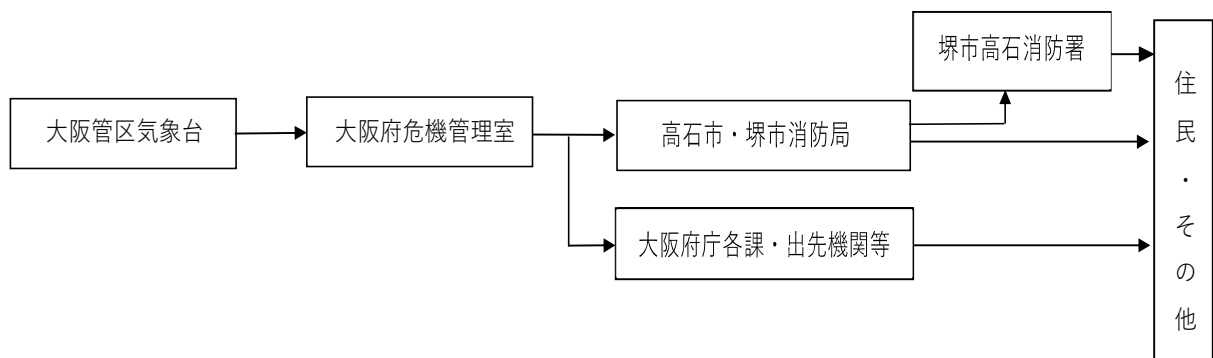
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され1週間経過した後の1週間、以下の措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

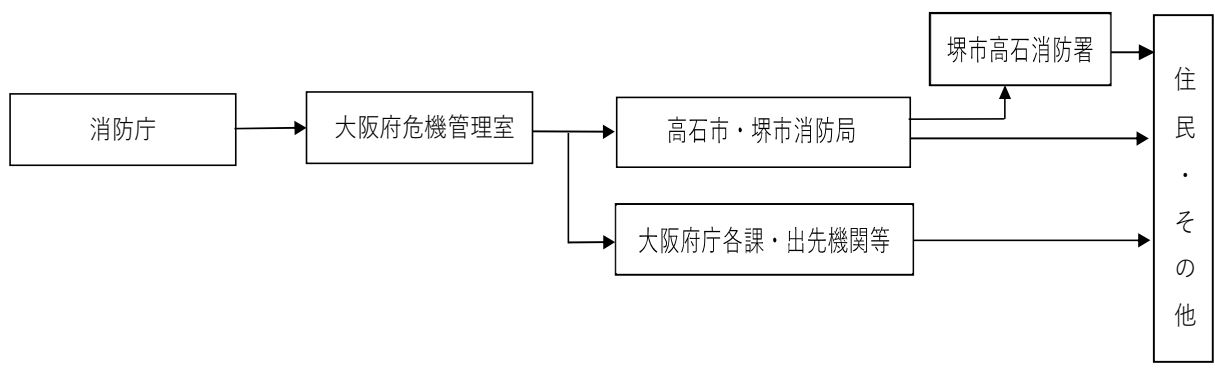
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第3編 地震災害応急対策 第1章 第1節 組織動員」による。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の活動～第2章 応急復旧期の活動」による。

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の
警戒態勢への対応

附属2
南海トラフ地
震の被害軽減対策推進計画

資料
編

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護については、「第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり」による。

第2 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「第3編 地震災害応急対策 第1章 第3節 災害情報の収集伝達、第10節 避難誘導」による。

第3 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「第3編 地震災害応急対策 第1章 第8節 消火・救助・救急活動、第12節 交通規制・緊急輸送活動」による。

第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「第2編 災害予防対策
第3章 地域防災力の向上、第3編 地震災害応急対策 第1章 第3節 災害情報の収集伝達」による。

第1編
総則

第2編
災害
予防対策

第3編
地震
災害
応急対策

第4編
風水
害
災害
応急対策

第5編
事故
等
災害
応急対策

第6編
災害
復興
対策

附属1
東海地震の
警戒態勢に
対応

附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画

資
料
編

第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」による。（「第2編 災害予防対策 第2章 防災体制の整備」）

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 地震災害応急対策

第4編 風水害災害応急対策

第5編 事故等災害応急対策

第6編 旧・復興対策災害復旧・復興対策

附属1 東海地震の警戒（巨津波）への対応

附属2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編